

生活支援型訪問サービス従事者に係る
「一定の研修」の説明会資料

平成29年2月21日

和歌山市役所 14階大会議室

和歌山市 地域包括支援課

「一定の研修」とは

目的：指定生活支援型訪問サービスを提供する上で必要な知識及び技術を習得する。

対象者：指定生活支援型訪問サービスに従事する予定の者
(訪問介護員等は除く。)

内容：資料２－１のとおり

方法：指定生活支援型訪問サービス事業所が、概ね６時間以上の講義
(必要に応じて実習)を行う。

書類：様式案は資料２－１のとおり

- ①研修修了証
- ②研修修了者名簿
- ③研修実施報告書

「一定の研修」を実施するタイミング

雇用（予定）



一定の研修



サービスに従事

「一定の研修」の対象者

対象者：指定生活支援型訪問サービスに従業する予定の者
(訪問介護員等は除く。)

訪問介護員等とは、

- ・ 介護福祉士
- ・ 介護保険法施行令第3条第1項に規定する養成研修修了者

～介護保険法施行令第3条第1項（抜粋）～

第3条 法第8条第2項の政令で定める者は、次の各号に掲げる 研修の過程を修了し、それぞれの当該研修を修了した旨の証明書の公布を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）とする。

(1) 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

(2) 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（この条において「介護員養成研修」という。）当該介護員養成研修事業者

- ①多様なサービスの理解
- ②介護職の仕事内容や働く現場の理解

《ポイント》

- 1 サービス提供の場所
- 2 サービス提供範囲
 - ・業務としてできること
 - ・業務としてできないこと
 - ・「できないこと」を求められたときの対応方法

参考資料：平成12年3月17日付け、老計10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の「2 家事援助」

③人権と尊厳を支える介護（必須）

《ポイント》

- 1 人権と尊厳の保持
 - (1) 尊厳の保持
 - (2) プライバシーの保護
 - (3) 自己決定権
- 2 QOL（高齢期の特徴とQOL）
- 3 ノーマライゼーション
- 4 虐待防止・身体拘束禁止
- 5 権利擁護の制度

④自立に向けた介護

《ポイント》

1 自立支援

- ・ 残存能力の活用
- ・ 本人の自己選択
- ・ 自己決定の尊重
- ・ 生きる希望や意欲を引き出す支援
- ・ 個別的の理解及び支援

2 介護予防

- ・ 利用者自身の生活能力や意欲を引き出す

⑤ 介護職の役割、 専門性と多職種との連携

《ポイント》

- 1 サービスの理念
 - ・ 自立（自律）支援
 - ・ 尊厳及び基本的人権の尊重
 - ・ 自己実現の支援
 - ・ ノーマライゼーションの実現
- 2 サービス実践におけるポイント
 - ・ 自立支援
 - ・ 利用者の尊厳
 - ・ 基本的人権の尊重
- 3 チームケア
 - ・ 介護に関わる職種の役割と連携

⑥介護職の職業倫理（必須）

《ポイント》

1 法律等の遵守責務

- (1) 事故発生時の対応
- (2) 従事者又は従事者であったものによる秘密保持
- (3) 従事者の清潔保持と健康状態の管理
- (4) 廃止・休止の届出と便宜の提供

《法律等の一部》

介護保険法

介護保険法施行令

介護保険法施行規則

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則

⑦介護における安全の確保と リスクマネジメント（必須）

《ポイント》

1 事故予防

- (1) ヒヤリハット
- (2) 高齢者の特性

2 安全対策

- (1) リスクアセスメント
- (2) リスクマネジメント
- (3) 事故が起こったときの対応

3 感染対策

参考資料：厚生労働省 平成14年作成
福祉サービスにおける危機管理に関する取り組み指針
～利用者の笑顔と満足を求めて～

⑧介護職の安全（必須）

《ポイント》

- 1 メンタルヘルス
 - ・ ストレス対策
- 2 腰痛予防

参考資料：厚生労働省

労働者の心の健康の保持増進のための指針
職場における腰痛予防対策指針

⑨介護保険制度（必須）

《ポイント》

- 1 介護保険のしくみ
- 2 申請からサービス利用までの流れ
- 3 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

参考資料（パンフレット）：

みんなのあんしん介護保険（県）

和歌山市の介護保険（市）

介護予防・日常生活支援総合事業をご存じですか？（市）

「一定の研修」説明会資料 総合事業の概要（資料1）

⑩介護におけるコミュニケーション (必須)

《ポイント》

- 1 コミュニケーションの意義
 - ・ 言語と非言語
 - ・ 傾聴、共感的理解、受容
- 2 質問及び相談の技法
- 3 利用者の状況に応じたコミュニケーションの実践

適宜、実習を交えながら

⑪ 介護におけるチームの コミュニケーション

《ポイント》

- 1 記録の意義・目的
- 2 介護に関する記録の種類
- 3 記録の書き方と留意点
- 4 報告、連絡、相談

- ⑫ 老化に伴う
こころとからだの変化と日常（必須）
- ⑬ 高齢者と健康（必須）

《ポイント》

- 1 老化に伴う心身と日常生活への影響
- 2 生活習慣病など、高齢者に多い疾患

- ⑭ 介護に関する
こころのしくみの基礎的理解（必須）

《ポイント》

- 1 高齢者の生きがい
- 2 老化と障がいを受け入れる適応行動とその阻害要因

⑮生活と家事（必須）

《ポイント》

- 1 生活と家事の理解
 - ・ 利用者の価値観の尊重
 - ・ 高齢者の多様性の尊重
- 2 生活援助に関する基礎的な知識と実践
 - (1) 買い物支援
 - (2) 調理支援
 - (3) 洗濯支援
 - (4) 掃除支援

⑯快適な居住環境整備と介護

《ポイント》

- 1 快適な居住環境に関する基礎知識